

【イ】聴覚に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項
	全ての科目において配慮する事項（例）
①両耳の平均聴力レベル※が 60 デシベル以上の者	・手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達 注1 （両耳の平均聴力レベル※が原則として 60 デシベル以上の者） ・注意事項等の文書による伝達 注1 ・座席を前列に指定 ・補聴器又は人工内耳の装用 注2
②上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	

※ 「両耳の平均聴力レベル」とは、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルであることを意味します。

注1 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

注2 FM 式携帯補聴器を装用する場合は、FM 電波受信機能のスイッチを切って使用してください。

(審査の上許可される事項)		必要な提出書類
	リスニングにおいて配慮する事項（例）	
	・両耳の平均聴力レベル※が原則として 60 デシベル以上の重度難聴者等で、リスニングを受験することが困難な者 リスニングの免除 注3 ・上記以外の者 音声聴取の方法 注4 試験室：一般受験者と同室	・受験上の配慮申請書（→37 ページ） ・診断書（聴覚障害関係）（→43 ページ） ※リスニングの免除を申請する場合は、状況報告書（リスニング免除）（→51 ページ）も併せて必要になります。

注3 大学入試センターは、リスニングを免除した者については、英語の筆記の成績とリスニングを免除した旨の情報を大学に提供します。

注4 音声聴取の方法については、IC プレーヤー付属のイヤホンを使用する方法に代えて、以下の方法を申請することもできます。その場合は、**受験上の配慮申請書「㊤聴覚に関する配慮事項」の「音声聴取の方法」欄で、希望する音声聴取の方法を選択してください。**

- ・イヤホン又はヘッドホンの持参使用
- ・CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式（別室）
- ・補聴器を外してイヤホンを使用
- ・補聴器又は人工内耳のコネクターに持参したコードを接続
- ・ヘッドホンの貸与

なお、「イヤホン又はヘッドホンの持参使用」や「補聴器又は人工内耳のコネクターに持参したコードを接続」等を許可された場合は、IC プレーヤーとの接続等を試験実施前に確認する必要があるため、12月14日（月）までに到着する受験票に記載された「問い合わせ大学」に連絡してください。

補注 タオル（サイズは問わない）又は座布団等の持参使用のみを希望する者については、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内15ページを参照してください。